

Q 清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制における割増賃金は、どのように計算すればよいか

A

清算期間が1か月を超える場合には、

- ① 1か月ごとに、週平均50時間を超えて労働した時間、
- ② 清算期間を通じて、法定労働時間の総枠を超えて労働した時間（①でカウントした時間を除く）

のそれぞれについて時間外労働としてカウントされます。

したがって、①、②で算定した各月の時間外労働について、大企業（2023年4月1日以降は、中小事業主も含む。）では、60時間までは25%以上、60時間を超える時間については50%以上の割増賃金率で計算する必要があります。